

大阪広域環境施設組合公平委員会議事規則

平成27年4月1日公平委員会規則第1号

最終改正：令和元年9月30日

(この規則の効力)

第1条 大阪広域環境施設組合公平委員会の会議（以下「会議」という。）の議事手続については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 会議は必要あるとき、委員長が招集する。

2 会議を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(議長)

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(議事録)

第4条 議事録は、事務職員が作成し、委員の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日公平委員会規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。